

《 事務所ニュース 2014年10月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

時間外・休日・深夜労働について！！

昨今、「ブラック企業」なるものが、世間を騒がせていますが、その中でも、残業代を支払わない（サービス残業）、企業があります。そこで今回は、時間外労働（残業代）について、簡単ではありますがご説明いたします。

- ① 労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間までと定められています。この法定労働時間を超えて労働をさせた場合が、労働基準法の（法定）時間外労働です。
- ② 休日は、1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与すること定められています。この法定休日に労働をさせた場合が、労働基準法の（法定）休日労働です。
- ③ 午後10時から午前5時までの間に労働させた場合は、深夜労働になります。
- ④ 時間外労働の場合は通常の労働時間の賃金の計算額の「**2割5分以上**」の率で計算した割増賃金を、休日労働の場合は通常の労働時間の賃金の計算額の「**3割5分以上**」の率で計算した割増賃金を、深夜労働の場合は、通常の労働時間の賃金の計算額の「**2割5分以上**」の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。よって時間外労働と深夜労働が合わされると、通常の労働時間の賃金の計算額の「**5割以上**」の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。
- ⑤ 月給制の方の計算方法は、月給額をその月の所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1ヶ月平均所定労働時間数）で除した金額に割増賃金の対象となる労働時間数を乗じて得た額に割増率を掛けます。
残業手当額が定額で支払われている場合は、上記の方法により割増賃金を上回っていれば、定額支給も可能ですが、実際に計算した結果、割増賃金が定額支給する手当額を上回る場合は、その差額を追給しなければなりません。
- ⑥ なお、時間外・休日労働（残業）をさせる場合の大前提として、使用者と労働者で、書面により**労使協定（36協定）**を締結し、事業場を管轄する労働基準監督署へ届け出なければなりません。

厚生年金の保険料率が引き上がります

平成26年9月分（10月末納付期限）から、厚生年金保険の保険料率が「17.120%」⇒「17.474%」に引き上げられます。毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%で固定されます。

また、厚生年金基金に加入されている事業所の方は、保険料率が異なる場合がありますので、ご加入の厚生年金基金に確認ください。なお、厚生年金保険料率の改定と算定基礎届による標準報酬月額改定は同じ月に行います。

◆ 9月分以降の保険料率（協会けんぽ・千葉）

厚生年金保険の保険料率が引き上げられ、健康保険、介護保険、厚生年金保険の保険料率は以下の通りとなります。

なお、協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県毎に異なります。（介護保険料率は全国一律）

また、健康保険組合の保険料率は、組合ごとに異なるので、それぞれの健康保険組合に、ご確認ください。

	被保険者	事業主	合計
健康保険	4.965%	4.965%	9.93%
介護保険	0.86%	0.86%	1.72%
厚生年金	8.737%	8.737%	17.474%
合計	14.562%	14.562%	29.124%

※ ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（高齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）